

2012年2月13日

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課
輸入食品安全対策室 御中

平成24年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見について

（法人名）日本生活協同組合連合会
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

輸入食品の安全確保のための貴省の取り組みについて、敬意を表します。

平成23年度は、日本国内では放射性物質問題に関心が集まり、輸入食品の安全性について大きく注目されることはありませんでしたが、輸入食品の監視指導が着実に実施されたことは評価できると考えます。

一方、昨年は、環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加をめぐって、既存の輸入食品への規制が変化するのではないかとの漠然とした不安の声が消費者・国民の中に生じています。輸入食品の監視指導のしくみや取り組み状況を消費者・国民に正しく伝え、リスクコミュニケーションに取り組むことは、引き続き重要な課題であると考えます。

以上のことを踏まえ、平成24年度輸入食品監視指導計画（案）（以下「計画（案）」）について、当会の意見を提出いたします。

1. リスクコミュニケーションを強化すること。

（1）消費者・国民が理解を深められるよう、情報の提供方法及びわかりやすさについて改善すること

平成22年度の日本の食料自給率はカロリーベースで39%であり、依然として輸入食品が日本の食料の大きな部分を占めています。しかし、消費者・国民が、輸入食品の安全性や監視指導について理解を深めることができる情報は、少ないと言わざるをえません。

輸入食品監視指導計画および輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果についても、わかりやすく情報が提供されることが望ましいと考えます。検査数が少ないのではないかなどの疑問に対しては、モニタリング検査の方法やその意味について理解できるような解説が必要です。たとえば貴省のホームページにおいて輸入食品のQ&Aを掲載することもひとつの方法だと考えます。取り組み方法を工夫し、消費者の疑問に応えるようにしてください。

(2) リスクコミュニケーションの場を積極的に設け、より多くの消費者が参加できるように、さらに工夫すること

輸入食品に関わるリスクコミュニケーションの場としては、例年1月に東京及び大阪で輸入食品監視指導計画（案）に関する意見交換会が開催されています。また、横浜検疫所では消費者の見学会などを開催しています。

しかし、全国的な規模で見れば、輸入食品についてのリスクコミュニケーションの場は、少ない状況です。貴省には、リスクコミュニケーションの場の積極的な設定と、十分な広報活動をお願いしたいと考えます。消費者庁、地方自治体の消費者行政関連窓口等に呼びかけて広報を推進する、消費者団体と共催の企画にするなどの方法も検討してください。消費者を含めたリスクコミュニケーションを着実にを行い、消費者の理解を促進させるよう取り組みの強化を求めます。

2. 食品防御の問題について、調査研究や国内外関係機関との連携など、積極的な対応を引き続き行うこと。

食品防御に関しては、不測の事態への対応のあり方について研究と検討が必要です。輸出国の安全対策に関する情報収集等を推進するとともに、有毒・有害物質の意図的な混入防止のための調査研究や国内外関係機関との連携など、問題の未然防止のため、国がリーダーシップをとって、引き続き食品防御に関する取り組みを積極的に推進してください。

以上